

告 示

埼玉県告示第五百四十二号

令和七年埼玉県告示第二百四十号（建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十四号金額の欄イ(2)(一)」を「別表都市整備部の項第二百二十九号金額の欄イ(2)(一)」に改める。